

平成23年(2011年)6月17日



# 埼玉県報

第 2 2 9 6 号  
平成 23 年 6 月 17 日  
金 曜 日

## 目 次

### 訓令

- [埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令\(出納総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区\(三郷市\)の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [高坂土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [小林栢間土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [新江川土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [酒巻土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [三芳町北松原土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

## 訓 令

### 埼玉県訓令第十三号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程（昭和五十六年埼玉県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条、第五条第二項、第十三条、第十四条及び第二十一条を除く。）中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第二条第一号中「及び同条第三項に規定する原動機付自転車で、県が所有し、」を「（同条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この号において同じ。）で、県が当該自動車の使用者として」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 公用車集中管理地域機関 保有機関のうち別表に掲げる地域機関をいう。

第四条中「の各号」を削り、同条第五号中「をする」を「を講ずる」に改める。

第五条第二項中「部長」を「担当部長」に、「所属長」を「当該保有機関の長」に改め、同条第三項中「第七条及び第八条」を「から第八条まで」に改める。

第六条第一項中「この訓令において」を「以下」に改める。

第九条第一項中「選任又は」を「選任し、又は」に改め、同条第二項中「選任、変更」を「選任し、変更し、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公用車集中管理地域機関における副安全運転管理者等の選任に係る特例）

第九条の二 公用車集中管理地域機関の長は、副安全運転管理者、車両主任又は車両責任者に、第十五条第三項に規定する貸出車を使用する地域機関に所属する者をもつて充てることができる。

第十条中「、公用車の運行にあつては」を削り、「運行」を「運転」に改める。

第十一条第二項中「別表に掲げる地域機関（以下「公用車集中管理地域機関」という。）を「公用車集中管理地域機関」に改める。

第十二条中「以外」の下に「の場合」を加える。

第十三条第一項中「、様式第三号の公用車運行管理簿により」を削り、「所属長（所属長から一般管理車」を「当該一般管理車の保有機関の長（当該保有機関の長から当該一般管理車」に、「課」を「課等の長」に改め、「第二十一条において同じ」を削り、同条第二項中「承認を受けた一般管理車の使用」を「同項に規定する承認」

に改め、「場合に」の下に「ついて」を加える。

第十四条中「当該車」を「当該一般管理車」に改め、「その旨を所属長に報告し、」を削り、「保管する」を「保管し、様式第三号の公用車運行管理簿により、当該運行の記録を保有機関の長に提出する」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

(専用車の配車手続)

第十六条 専用車の配車手続は、秘書課長と出納総務課長が協議して定める。

(共用車の配車申請)

第十七条 本庁の課等の長は、共用車(貸出車を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとするときは、あらかじめ当該共用車の配車状況を確認し、様式第四号(一)の配車申請書により、出納総務課長に申請するものとする。

第十八条中「当該使用」を「当該使用内容」に改める。

第十八条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本庁の課等の長又は地域機関の長は、特別の事情がある場合は、出納総務課長が指示する方法により申請等を行うことができる。

第十九条第一項中「一台」の下に「の貸出車」を加え、同条第二項中「他の本庁の課」を「本庁の課等」に改める。

第二十条第二項中「前項の運転用務」を「前項に規定する運転の用務」に、「当該車」を「当該集中管理車」に改める。

第二十条の二第一項中「当該車」を「当該貸出車」に改め、同条第二項中「前項の運転用務を終了した」を「当該貸出車の運行を終えた」に、「当該車」を「当該貸出車」に、「運行記録」を「当該運行の記録」に改める。

第二十一条中「、使用者」を削り、「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に、「同条」を「同法第七十二条第一項」に、「所属長」を「当該公用車の保有機関の長(その者と運転者が所属する本庁の課等又は地域機関の長(以下この条において「所属長」という。))が異なる場合は当該所属長を含む。」に改める。

第二十三条ただし書を次のように改める。

ただし、保有機関の長からあらかじめ承諾を得た本庁の課等の長又は地域機関の長が一般管理車を使用する場合の手続等に関し必要な事項は、出納総務課長が定める。

別表中「(第十一条関係)」を「(第二条関係)」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第9条、第9条の2関係）

安全運転管理者等選任・解任報告書																							
会計管理者 様										年 月 日													
安全運転管理者等を選任・解任したので、										保有機関の長													
公用車管理規程第9条第1項の規定に基づき報告します。																							
自動車等の 使用の本拠	保有機関					管理対象自動車等（保有台数）																	
	位置					種 別		台 数		種 別		台 数											
選任された安全 運 転 管 理 者 （正・副）の 職・氏名		生年月日	選任年月日	年 月 日	年 月 日	大型貨物自動車				マイクロバス													
						大型特殊自動車				自動二輪車													
						大型バス																	
						普通貨物自動車 （軽貨物車を含む。）																	
						普通乗用自動車 （軽乗用車を含む。）																	
フリガナ						合 計																	
解任された安全 運 転 管 理 者 （正・副）の 職・氏名		解任 年月日	年 月 日	解 任	理 由	運 転 者 数	免 許 種 別		大 型		中 型		普 通		大 特		大 普		小 原		けん 牽 引		計
									一 二		一 二		一 二		一 二		大 普		小 原		けん 牽 引		
									種 種		種 種		種 種		種 種		自 自		特 付		一 二		
									種 種		種 種		種 種		種 種		二 二		付		種 種		
									種 種		種 種		種 種		種 種		種 種		種 種		種 種		
フリガナ					5 その他（ ）		専 任																
							非専任																

- 注 1 選任及び解任が同じ日に行われたときは、選任及び解任の報告を同一の用紙に記入すること。
- 2 副安全運転管理者が第9条の2の規定により選任（解任）された場合は、所属の課所名も記入すること。

様式第2号（第9条関係）

整備管理者選任・変更・解任報告書								
会計管理者 様				年 月 日				
整備管理者を選任・変更・解任したので、				保有機関の長				
公用車管理規程第9条第2項の規定に基づき報告します。								
自動車等の 使用の本拠	保有機関			管理対象自動車等（保有台数）				
	位置			種 別	台 数	種 別	台 数	
選任又は変更により新たに整備管理者となつた者の職・氏名		生年月日	選任年月日	バ ス (うちマイクロバス)	( )	貨 物	車両総重量8トン以上の普通	
		年 月 日	年 月 日				車両総重量8トン未満の普通	
フリガナ		歳		乗	普 通		小 型	
解任又は変更により整備管理者でなくなつた者の職・氏名		変更・解任年月日	年 月 日	用	小 型		そ の 他	
		変 更 理 由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 その他 ( )				合 計	
フリガナ								

- 注 1 変更とは、整備管理者の交代をいう。
- 2 解任とは、道路運送車両法第53条の規定による解任命令に基づく解任をいう。
- 3 選任及び解任が同じ日に行われたときは、選任及び解任の報告を同一の用紙に記入すること。

様式第三号中「(第13条関係)」や「(第14条関係)」及び「月分」や「年  
月分」及び「所属長」や「保有機関の長」及び「延べ走行km」や  
「総走行距離km」及び「」。

様式第四号(一)中「(第16条、第17条関係)」や「(第17条関係)」及び

「乗用車・ワゴン・ライトバン」や「乗用車・ワゴン」及び「」。

様式第四号(二)中「乗用車・ワゴン・ライトバン」や「乗用車・ワゴン

」及び「が生じたとき」や「」。

様式第四号(三)中「乗用車・ワゴン・ライトバン」や「乗用車・ワゴン

」に改め、「使用責任者から」や「」「得てもらう」や「得る」及び「」。

様式第四号(四)中「乗用車・ワゴン・ライトバン」や「乗用車・ワゴン

」に改める。

様式第五号中「使用課名」や「使用課等名」に改める。

様式第六号を次のように改める。



日常点検表(小型貨物車・普通貨物車等用:運行前点検)

年 月

登録番号

点検項目	点検の実施方法	点 検 日																
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
点検 ルームの エンジン・	1 ブレーキ液の量	ブレーキ・リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAXとMINの間など)にあるかを点検すること。																
車 の 周 り か ら の 点 検	2 ボディ・バンパー	へこみ又はすり傷等がないかを点検すること。																
	3 タイヤの空気圧	タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検すること。																
	4 タイヤの取付状態	ディスク・ホイールの取付状態について、目視により点検すること。																
	5 タイヤの亀裂、損傷	タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さつていたり、かみ込んでいたりしていないかを点検すること。																
	6 タイヤの異状な摩耗	タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検すること。																
	7 エア・タンク	ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検すること。																
	8 ランプ類の点灯、点滅及びレンズの汚れ、損傷	エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検すること。 レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがないかを点検すること。																
	運 転 席 で の 点 検	9 ブレーキ・ペダルの踏みしろ及びブレーキのきき	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間や踏みごたえが適当かを点検すること。															
10 駐車ブレーキ・レバーの引きしろ(踏みしろ)		パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)をいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多過ぎたり、少な過ぎたりしないかを点検すること。																
11 空気圧力		エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検すること。 空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検すること。																
12 ブレーキ・バルブ		ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検すること。																
そ の 他	13 運行中の異状箇所	前日又は前回異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検すること。																
注	1 異状なしの場合はレ印、不良の場合は×印を付けること。		点 検 者 印															
	2 不良箇所は、直ちに車両取扱監督者等に申し出て指示を受け、処置すること。			車 両 取 扱 監 督 者 印														
	3 修理を行う際には、概要を摘要欄に記入し、検印を受けること。																	
4 4の点検項目は、大型車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車)に記入すること。																		
5 7、11及び12の点検項目は、エア・ブレーキ装着車の場合に記入すること。																		
6 9の点検項目は、エア・ブレーキ装着車以外の場合に記入すること。																		
7 点検の実施方法は、「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)によること。		摘 要																



## 附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、様式第六号の改正規定は、平成二十三年七月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

埼玉県告示第七百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ファミーリンク越谷
- 三 代表者の氏名  
出村 常子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市大字蒲生三千八百三十二番地十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域において子育て中の家族に支援活動を広く行い、家庭教育の充実と子どもたちが安心して心豊かに育つことが保障される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人心のサポート・太陽の種
- 三 代表者の氏名  
金澤 保利
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市七左町六丁目百六十三番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、社会生活上の悩みや不安を抱えた心のケアを必要とする人に対して、心理カウンセリング等の支援事業を行うとともに、心理カウンセラーの養成を行う。また、福祉施設等の訪問及びイベント・交流会を開催する事業を行い、総ての人が心豊かに暮らせる社会を創造することで、福祉の向上を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人救急法&メンタルヘルス研究会
- 三 代表者の氏名  
浅見 自生
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市大字原市五百五十四番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、職場で働く人々に対して、より安全で快適な職業生活を営むことができるように、災害防止対策と相まって、被災者になつた場合にも傷病がさらに悪化したり、傷病が悪化して死亡したりすることのないようにする安全対策、いわゆる、「被災者を救助して医療機関に搬送し、医師の治療を受け、症状固定・治癒となるまでの安全対策」の必要性とその周知を図ることを目的とする。また、我が国の人々に対して、ストレスがもたらす多大な損失を削減・解消できるように、とりわけ、自殺者を大幅に削減する事ができるように、対症的・ストレス対処法と相まって、ストレス要因そのものを元から削減・解消する根治療法的・ストレス対処法の必要性とその周知を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

三 代表者の氏名

香西 敏男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場千五十二番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見人制度等の活用を図りながら、高齢者・障害者等（以下「利用者」という。）の人格を尊重し、「安心して健やかな生活ができるノーマリゼーション理念の実現」に向け、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人W I S H

三 代表者の氏名

市川 光子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市本町一丁目百八十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地球市民全体が心豊かに平和に暮らしていける為に、人権を擁護し、不登校の青少年、援助の必要な高齢者、障害者、子育て中の者、日本に住む外国人、その他手助けを必要とする人々に対し、福祉の増進、環境の整備、教育の発展を図り公益の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第七百二十六号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の 名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十三年 六月十日	学校法人立教学院	糸魚川 順	東京都豊島区西池袋三 三十四 一

# 告 示

埼玉県告示第七百二十七号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸田ショッピングセンター

埼玉県戸田市美女木東一丁目三の一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計六八者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計六四者

## ハ 変更年月日

平成二十三年五月三十一日

## 二 届出年月日

平成二十三年六月六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

#### 三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市上口二丁目百二十八番外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

## ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十三年五月二十六日

## ニ 縦覧期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

## ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第七百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）とりせん吉川美南店

埼玉県吉川市美南三丁目十二番

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

他一社未定

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年二月一日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千五百三十一平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五五・二四立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年五月三十一日

二 縦覧期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新三郷四街区計画

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三 十四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三井不動産株式会社 代表取締役 岩沙弘道

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

合同会社フォーエバーニージャパンリテール 職務執行者 中村博康

東京都千代田区麹町四丁目一番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年四月十日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千百二十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年六月三日

二 縦覧期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十七日から平成二十三年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高坂土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名 氏名 住所

理事	橋本忠祐	埼玉県東松山市大字早俣七十四番地一
同	松崎昭三	同 高坂千三百七十七番地二
同	木村正雄	同 同 九百三十二番地二
同	宇津木博	同 同 千七十二番地二
同	高橋佳男	同 同 早俣四百八十二番地一
同	福田昭二	同 同 高坂八百二十四番地
同	鈴木稔政	同 同 正代千百七十六番地
同	高橋仟治	同 同 八百三十七番地
同	井上一安	同 同 宮鼻百八十七番地
同	吉田典夫	同 同 元宿二丁目三十六番地九
同	岡田宏正	同 同 大字西本宿千二百七十番地一
同	細村喜久夫	同 同 二千三百四十八番地一
監事	神田明一	同 同 高坂七百五十二番地一
同	千代田義雄	同 同 早俣二百八十五番地二
同	小林幸喜	同 同 正代七百四十一番地一

## 二 退任

職名 氏名 住所

理事	松崎保雄	埼玉県東松山市大字高坂八百二番地
同	松崎昭三	同 同 千三百七十七番地二
同	木村忠夫	同 同 千四番地
同	宇津木博	同 同 千七十二番地二
同	千代田義雄	同 同 早俣二百八十五番地二
同	林勉	同 同 同 四百六十二番地一
同	雨宮孝雄	同 同 正代七百九十一番地
同	松本忠夫	同 同 八百五十七番地



# 告示

埼玉県告示第七百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
小林栢間土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及  
び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荒井康史	埼玉県久喜市菑蒲町新堀千七百二十一番地
同	関根文雄	同 同 下栢間三千二百九十四番地三
同	島田勝造	同 同 小林二千三百八十二番地
同	岡田光市	同 同 上栢間三千二百九十六番地
同	高橋清一	同 同 小林四千四百六十四番地
同	鴨田保	同 同 下栢間二千七十番地
同	小林正雄	同 同 小林三千二百九十番地
同	野川喜治	同 同 同 四千三百六十二番地
同	長谷川茂	同 同 同 千五百四十一番地一
同	山崎昇	同 同 同 千二百二十八番地
同	井上敬雄	同 同 柴山枝郷百七十四番地
同	服部秋雄	同 同 小林三千三百十二番地
同	長谷部富雄	同 同 同 三千七百五十六番地一
同	原敏夫	同 同 同 二千八百八十五番地
同	島田欣宏	同 同 同 三千七十七番地
同	森田静也	同 同 柴山枝郷千八百二十九番地
同	石川正臣	同 同 同 千五百二十三番地
同	伊藤克美	同 同 新堀三百四十六番地
同	鈴木輝雄	同 同 加須市下種足五百三十一番地
同	藤村昇	同 同 久喜市菑蒲町下栢間二千三百六十九番地二
監事	岸博	同 同 小林三千二百九十一番地
同	甘浦茂	同 同 蓮田市大字高虫千百四十五番地
同	熊井繁雄	同 同 久喜市菑蒲町下栢間二千二百三十三番地
同	岩崎操	同 同 小林三千六百七十五番地
同	豊田博	同 同 柴山枝郷千六百四番地二

職名	氏名	住所	一一退任
理事	織原安良	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間百四十一番地	同 倉持晴一 同 同 新堀七百五十三番地
	加村悦雄	同 小林三千四百四十五番地	
	島田勝造	同 同 二千三百八十二番地	
	荒井康史	同 新堀千七百二十一番地	
	関根文雄	同 下栢間三千二百九十四番地三	
	高橋清一	同 小林四千四百六十四番地	
	小林正雄	同 同 三千二百九十番地	
	鴨田保	同 下栢間二千七十番地	
	藤浪重男	同 小林二千八百六十八番地	
	伊藤勲	同 新堀二百十九番地二	
	高橋一郎	同 小林二千三十九番地	
	加村熊男	同 同 三千七十五番地	
	山崎昇	同 同 千二百二十八番地	
	坂巻良和	同 柴山枝郷千三十七番地	
	深谷定行	同 同 千九百四十六番地一	
	長嶋惠次	同 同 千五百二十五番地	
	野川喜治	同 小林四千三百六十二番地	
	岡田光市	同 上栢間三千二百九十六番地	
	長谷川茂	同 小林千五百四十一番地一	
	市川仁一	同 加須市下種足五百七十五番地	
監事	石川誠次郎	同 久喜市菖蒲町小林三千五百十八番地	
	岸博	同 同 三千二百九十一番地	
	松岡利男	同 新堀五百九十九番地	
	深谷哲夫	同 柴山枝郷千六百九十九番地	
	熊井繁雄	同 下栢間二千二百三十三番地	
	甘浦茂	同 蓮田市大字高虫千百四十五番地	

# 告示

埼玉県告示第七百四十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字上阿久原字猿羽背一五四九の一（次の図に示す部分に限る。）、「一五四九の二」、「一五四九の三」、「大字矢納字桐久保一四七の一から一四七の三まで」

## 二 指定の目的

水源のかん養

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

埼玉県告示第七百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年六月十三日認可した。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

新江川土地改良区

二 事務所所在地

行田市

# 告 示

埼玉県告示第七百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年六月十四日認可した。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

酒巻土地改良区

二 事務所所在地

行田市

# 告 示

埼玉県告示第七百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

塩野 利夫	ふじみ野市大井一丁目十一番十九号
小林 正二	ふじみ野市大井九百一番地
塩野 繁夫	ふじみ野市大井八百番地
塩野 宣雄	ふじみ野市大井七百八番地四
古河 修	三芳町大字藤久保八百二十六番地五十三
横山 隆	三芳町大字藤久保三千九百四十五番地八
中澤 慎也	三芳町大字藤久保三千八百九十六番地十一
船津 章	ふじみ野市大井七百六十六番地一
金井塚 邦男	ふじみ野市大井六百八十八番地一

就任した理事の氏名及び住所

塩野 利夫	ふじみ野市大井一丁目十一番十九号
小林 正二	ふじみ野市大井九百一番地
塩野 繁夫	ふじみ野市大井八百番地
塩野 宣雄	ふじみ野市大井七百八番地四
古河 修	三芳町大字藤久保八百二十六番地五十三
横山 隆	三芳町大字藤久保三千九百四十五番地八
中澤 慎也	三芳町大字藤久保三千八百九十六番地十一
船津 章	ふじみ野市大井七百六十六番地一
細沼 邦平	三芳町大字藤久保三千九百九十番地八
船津 保男	ふじみ野市大井八百四番地
高橋 克允	三芳町大字藤久保三千八百二十四番地二
金井塚 邦男	ふじみ野市大井六百八十八番地一

# 告 示

埼玉県告示第七百四十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年2月1日(水)から平成29年1月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第二係 岡本 電話048-832-0110 内線2246 ファ  
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月4日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月3日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月4日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成23年8月4日（木）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年7月27日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年7月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Ill-  
egal Parking Management System.

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,  
august 4,2011 By mail;5:00p.m.,august 3,2011 In person;10:30 p.m.,  
august 4,2011

(3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head  
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone 048-832-0110 Ext.2244

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年二月二十一日

指令川建セ第二二 一三七 号

二 検査済証番号

平成二十三年六月十三日

川建セ第二三 一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字飯島新田字六丁北二五三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市若松町二丁目八番一七号 リヴハウスエレガントA 一

鯨井 和好

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十二年十月二十五日

指令川建セ第二二 九三 号

## 二 検査済証番号

平成二十三年六月十三日

川建セ第二三 一八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字高尾新田字堤附二五七番四、二五六番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字高尾新田二五五番地

勝田 文朗

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

### 一 許可番号

平成二十三年六月十日

指令越建セ第二一〇一〇八一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年六月十日

越建セ第一〇四一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽千四百二十六番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市大字水深二千六十一番地

高瀬 晃央

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十三年六月七日

指令越建セ第二二〇〇七九一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年六月十四日

越建セ第一〇七―一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千四百八十四番四外二十六筆

## 四 公共施設の種類、位置及び区域

道路

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千四百八十四番四外十四筆

## 五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区領家五―十五―十七

三和興産 株式会社 代表取締役 星野 忠司

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十二年十二月二十一日

指令越建セ第二二〇〇五四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年六月十四日

越建セ第一〇九 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東八百三十一番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東三三九

中村 京子

埼玉県南埼玉郡宮代町百間五 三四 ヴェルディハイツ 二〇二

石橋 武史、石橋 樹里

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年六月十七日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

### 一 日時

平成二十三年六月二十二日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 埼玉県社会教育委員の委嘱及び任命について
- ロ 埼玉県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
- ハ 埼玉県立近代美術館協議会委員の委嘱及び任命について
- ニ 埼玉県スポーツ振興審議会委員の任免について
- ホ その他